

天使大学後援会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、天使大学後援会と称する。

(目的)

第2条 本会は、天使大学(以下「大学」という。)の教育事業を後援し、その発展に協力することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局を天使大学内に置く。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 大学の教育活動に対する協力
- (2) 大学の教育研究及び施設の整備に対する協力
- (3) 学生の福利厚生及び課外活動等に対する協力
- (4) 学生の保護者又は連帯保証人との教育指導上の連絡
- (5) その他、本会の目的達成上必要と認める事業

第3章 組織

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 第1種会員とは、大学の在学生の保護者又は連帯保証人をいう。
- (2) 第2種会員とは、大学に勤務する教職員をいう。
- (3) 第3種会員とは、本会の目的に賛同する地域住民、同窓生、卒業生の保護者または企業・団体等をいう。

第4章 役員・顧問及び参与

(役員の種類・員数及び選出)

第6条 本会には、次の役員を置き、役員は、会員の中から理事会において選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 理事 20名以内

2 理事のうち、8 名以内は大学の教職員に委嘱する。

(役員の職務)

第 7 条 会長は、会務を掌理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序により、その職務を代理する。

3 理事は、会務の企画及び執行をつかさどる。

4 監事は、会計を監査し、かつ総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は、4 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項ただし書きの規定により再任された場合の任期は、4 年とし、再任は 1 回限りとする。

3 役員に欠員が生じた場合は、本規程により後任を選出するものとし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期が満了した場合においても、次期役員が選任されるまでは引き続きその職務を行う。

(顧問及び参与)

第 9 条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、次の各号により会長が委嘱する。ただし、第 2 号の顧問の委嘱については、総会の同意を得るものとする。

(1) 大学学長

(2) 本会に功労のあった人

3 参与は、本会の運営上必要な場合、会長が理事会の同意を得て委嘱することができる。

4 顧問及び参与は、総会並びに理事会に出席し、会長の求めにより意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

第 5 章 会議

(総会)

第 10 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年 4 月に開催し、予算、決算及びその他重要事項を審議する。

3 臨時総会は、会長が特に必要と認めたとき、理事会の議決に基づき開催する。

4 総会の議長は、総会において選出する。

5 総会の議事は、出席者の過半数以上の賛成をもって決する。

(理事会)

第 11 条 理事会は、会長・副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要と認めたとき招集し開催する。

3 理事会は、構成員の過半数以上の出席をもって成立する。

4 理事会の議長は、会長があたる。

5 理事会の議事は、出席者の過半数以上の賛成をもって決する。

第6章 会計

(経費)

第12条 本会の運営に必要な経費は、会費・寄付金・預金利子及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第13条 本会の会費は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)第1種会員:年額 20,000 円

(2)第2種会員:月額 1,000 円

(3)第3種会員:一口 10,000 円

(会計年度)

第14条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 庶務

(庶務)

第15条 本会の事務を処理するため、事務局員を若干名置き、大学教職員の中から学長の推薦により会長が委嘱する。

第8章 雑則

(改廃)

第16条 本会則の改廃は、理事会の議を経て会長が行う。

附則

この会則は、平成12年4月8日より実施する。

附則

この会則は、2024年4月1日から施行する。